

都市空間における新たな緑の創出事業【民間公募】についての御質問と回答

3 応募対象 について

御質問の内容	回答
募集要領「3（2）ウ 都負担事業費」は「10,000千円以内を目安とする」と記載されています。東京都が10,000千円を超えた費用を負担する可能性があるものと理解してよろしいでしょうか。その場合、どの程度まで負担いただける可能性があるのでしょうか。	採用された場合の委託業務の範囲は、緑化、維持管理、警備、効果検証等を予定しています。それらに要する費用が10,000千円以内となる事業計画の提案をお願いいたします。 本事業以外で、緑化の魅力を高めるために演出等上記以外を実施することで本事業との合計事業費が10,000千円を超えることを妨げるものではありません。（なお、緑化の演出等に係る費用について、都の負担する事業費には含めません）
「3（2）ウ 都負担事業費」の中で物品購入することも可能と考えてよろしいでしょうか（レンタルではなく）。「将来の緑化」を見据えると、プランター等ファニチャーやフェイクグリーンの再活用も考えられます。	本委託のために物品を購入することは可能です。再活用が考えられる場合、企画提案書（様式2）の「実施における配慮事項」などに方針をぜひ記載ください。
「3（2）イ 緑化の要件（ア）」において、「一体的な修景効果の演出を目的としたフェイクグリーンの設置は可能」と記載されている一方で、「3（2）ウ 都負担事業費」においては「緑化の演出等に係る費用については、事業費に含めない」と記載されています。 演出であっても フェイクグリーンは都費対象となると考えてよろしいでしょうか。	修景効果を目的としたフェイクグリーンは緑化の一部と考えていますので、その費用は都費対象としています。（ただし、修景機能として効果的な使い方であること。効果検証で印象調査などを行う想定です） なお、対象外としている「緑化の演出等に係る費用」は直接緑化に関わらないもの、例えば音響や香りの演出などのことを指します。
複数個所に記載のある「将来の緑化」の想定について、東京都の現在のお考えを教えてください。 （想定される論点） ・常設化（設置・撤収なし）か恒例イベント化（設置・撤収あり）か ・実施主体 ・手法・制度（補助制度の新設など）の方向性	施設所有者等が、当該施設において主体的に緑化し、継続的に維持管理できることが望ましいと考えています。今回皆様からご提案頂く内容を参考にさせて頂き、主体的・継続的に緑化することの課題や、推進する上での必要な知見や緑化の効果などを収集することが、本事業の趣旨です。

5 申請書の審査及び事業者の選定 について

御質問の内容	回答
「5（2）ヒアリング」に、「なお、ヒアリングの内容は、提出書類を含み審査対象とし、選定された場合、契約に向けた詳細内容の調整に反映するものとします」と記載されています。“ヒアリングの内容を、契約に向けた詳細内容の調整に反映する”とはどのような意味でしょうか。 ヒアリングにおける応募者の発言が、提案書と同様に提案事項として扱われるということでしょうか。	ヒアリングは、提出書類の詳細について、審査を行ううえで確認したい事項をご質問いたします。ご発言の内容も踏まえて審査を行いますので、その内容は必要に応じて選定後の契約に反映いたします。